

所究研濟經亞東

學大部國帝都京
內部學濟經

年四回（二月、五月、八月、十二月）發行

東亞經濟叢論

號貳第 卷貳第

月五年七十和昭

東亞廣域經濟の爲替理論……………	經濟學博士 谷口吉彦
貧樂生活及思想……………	商學士 大谷孝太郎
漢志にあらはれたる貨幣思想……………	經濟學士 穗積文雄
支那銀行法規考……………	經濟學士 德永清行
滿洲國興農合作社の組織……………	經濟學士 大上末廣
印度經濟學の成立とその方向……………	經濟學士 島恭彦
支那女子紡績労働者創出過程の特質……………	經濟學士 岡部利良
中晚唐時代に於ける燉煌地方の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞

附錄 南方文獻目錄

（禁轉載）

賣發 閣斐有 肆書

滿洲國興農合作社の組織

大 上 末 廣

一

國民經濟は獨立せる國民團體の上に成立せる總體經濟であるとすれば、滿洲國民經濟は滿洲國民團體と共に生れそれと共に發達して今日に及べる繼續的な歴史の流であり、従つてそれは大同元年の滿洲國建立以前に在りても、支那國民經濟とは系統と秩序を異にせる獨立の存在であつたと見るべきである。ところが、國民經濟政策を以つて國家が一體性の國富の増進と普及を標的として國民經濟に指令することであると規定するならば、建國以前の舊滿洲には國民經濟政策は存在せず、それは滿洲國の建立後始めて現はれたと言はねばならぬ。農村合作社とは農村協同組合のことに外ならぬが、滿洲國に於ける農村合作社政策も亦これが例外をなすものではなく、建國以前に於ける滿洲農村は合作社運動によりて文字通りの荒野であつた。それが建國以來僅か十ヶ年の期間にこの運動は全國農村を殆んど完全に席捲したのみでなく、合作社は特殊會社と並んで國民經濟政策實施の二大主體をなすに至つてゐる。今日滿洲國に於ける國民經濟政策は合作社を離れては成立し難いのであるが、國民經濟政策上、かくも重大なる地位を占むる合作社の發達の跡をかへりみるに、それは建國以來前後三つの階段をふんで今

日に及んでゐる。即ち第一期は金融合作社時代とも稱すべき期間であつて、大同二年に金融合作社が設立せられてより康徳四年の春に至る凡そ三ヶ年の期間である。第二期は金融・農事兩合作社の併立期であり、康徳四年産業開發五ヶ年計畫の實施を轉期として金融合作社の外に更らに農事合作社が設立せられ、兩合作社が互に纏れ合ひつゝ夫々獨立の活動をなした前後四ヶ年である。最後の第三期は、康徳七年に右の金融・農事兩合作社が興農合作社に統合せられ以つて今日に至れる階段であつて、謂はば興農合作社時代とも言ふべき時期である。本稿の目的はかくの如き階段をふんで發達し來つた興農合作社のもてる特質を主としてその設立目的と組織の上に於いて捉らへんとするに在るが、然し興農合作社が金融・農事兩合作社の統合して成れるものである限り、このものゝ特質の究明には先づ以つて金融・農事兩合作社の夫々の性格を簡單に説明しておかねばならぬ。

金融合作社の設立せられたのは建國の翌年たる大同二年である。滿洲農村は不幸にも建國以前から既に深刻なる農業恐慌に襲はれ、剩さへ殆んど毎年瀕々たる水害・旱害等の天災に悩まされてゐたのであるが、建國後に於いてもこれらの恐慌・天災は停止するところなく益々深刻化したのみならず、他方廣汎なる地域にわたつての匪害が之につけ加はり、全國の農村はその根柢から震撼されるに至つた。之れ故に新興滿洲國政府は建國のその日から春耕資金の貸出を開始し、ついで大豆共同販賣會その他の諸對策を講じ、また大同二年には金融合作社を創設して恐慌克服のために非常な努力を傾けた。かくの如く金融合作社は深刻なる恐慌の渦中に生誕したものであるとはいへ、然し恐慌の克服は飽くまでもこのものゝ一時的任務にすぎず、それが本來の任務は、極度に枯渴せる農村金融を潤澤にしつゝ農民を高利貸の恣なる跳梁から防衛せんとするところに在つた。そしてかゝる任務を

もつ恒久的な農業政策の一種として金融合作社を設立普及せんことを先づ提唱せるものは、滿洲事變の直後奉天省に生れた自治指導部であつた。この提唱にもとづき大同元年四月に早くも奉天省政府内にこれが審議機關が設立され、爾來この機關を中心に審議を進め、遂に翌二年の春瀋陽縣と復縣とに夫々金融合作社が創立された。まことに瀋陽・復縣の兩合作社こそ、爾來遼原の火の如き勢を以つて進展せる滿洲農村合作社運動の基石であつた。丁度この頃發表された滿洲國經濟建設綱要も、刻下の急務たる農村金融問題の解決を合作社運動の展開に求むることを聲明してこの運動が國の政策たる所以を表明したのであり、また政府もそれ以後これが堅實なる發展のために種々の指示と援助を與へ、康徳元年には金融合作社法の發布を見るに至つた。かくて次第に發達せる金融合作社は、これが興農合作社に合併せらるゝ前年までに、單位合作社數一二五、社員數一、三〇五、一二七人、貸付金一一、二一五、〇二二圓、借入金一〇一、三五五、三一六圓、預り金三一、六九二、四八二圓といふ勢力を打ち樹てたのである。¹⁾

擬て金融合作社は新京に中央聯合會を置き、地方の縣・旗・市に單位合作社たる金融合作社を設立したのであるが、金融合作社はその設立の範を朝鮮の金融組合にとり、他方またこのものを貫く指導精神は地方農村の完全なる自治をもつて王道の實踐の内容となす自治指導部の精神であつた。これらの理由にもとづき、金融合作社は尠くともその形態に於いて所謂組合民主主義の色彩を可成り濃厚にもち、本質的にはロッヂデール型の組合に屬した。いまこのものゝ設立目的をみるに、それは社員が協同の力を以つて各自の私經濟を向上發達せしむるため金融の便を圖るに在り、國民經濟上の共同目的を實現するに在るのではない。金融合作社がかくの如く社會に於

1) 金融合作者聯合會編；金融合作社七年史，康徳6年12月，132—143頁。

ける各個經濟の私的利益を擁護し又は増進せんとする社會的存在たる以上は、その組織並に運營も當然組合民主主義の原則の上に立つべきである。實際の上では金融合作社は政府の手厚い指導と保護の下に設立され且つ普及したのであるが、然し法規の上では設立者が定款を作製し主管大臣の許可をうくれば、自由に之を設立しうるものであり、又それは合作社總會の議を経て何時にても之を解散する自由を持つてゐた。

第二に指摘すべきは社員の加入脱退に關する自由の原則の確立である。合作社に加入するや否やは全く農民の自由に委ねられてをり、その脱退も亦社員の自由意志にもとづくのみならず、社員數に關する制限も階級に關する制約も何ら存在しない。かくの如き合作社の自由主義並に開放主義は、その内部の組織に於いては社員總會制度となつて現はれ、また總會に於ける社員の平等の議決權の許容ともなつて現はれてゐる。總會は金融合作社の重要意志を決定し、又他の機關の職務行爲を監督する機關であり、その權限は創立總會の議決、定款變更、任意解散、解散後の財産處分、役員中のあるものゝ任免等である。尤もこの總會には重要な豫決算の審議權は何ら保證されてをらず、聯合會の監事並に合作社の社長・監事・評議員の任免に關する總會の議決は、監督官廳の許可を俟つて始めて發効するのみならず、聯合會の理事・參與及び合作社の理事の任免權は監督官廳に在りて行政官吏をして兼任せしむるのである。²⁾この點に於いて社員總會は可成り重大なる制約をうけてゐるが、然し總會に於てなさるゝ合作社の意志並にその行動の決定が、一人一票の原則に基く社員の投票によるものとせる點が注意されねばならぬ。

以上その概要を示したる通り、金融合作社は農民の私的利益を擁護乃至増進せんことを本來の目的とする協同

2) 金融合作社法（康徳元年九月發布）第23條，第39條，第45條等。

團體であり、従つてその組織及び運営には多分に組合民主主義の色彩が織り込まれてゐる。然るに協同組合發生の地盤は資本主義の成立に在り、組合民主主義も亦かゝる地盤の上で始めてその意義を持ちうるのであるが、然し當時に於ける滿洲農業には何らかゝる地盤は見出し得なかつた。金融合作社に於ける組合民主主義が内外にわたつて重大なる制約乃至變容をうけるを得なかつた所以であつて、事實合作社は政府の手厚い保證と廣汎なる監督によつて急速なる發展をとげ得たのである。

金融合作社はその設立當初に於いてはよく自己の使命を遂行したのであるが、設立後數年にして早くも動脈硬化の病狀を呈し始めた。蓋し滿洲國に於ける農業建設の進展につれて、合作社の事業も亦次第に中小の勤勞農民層に浸透すべきであつたにも拘はらず、金融合作社が資金の貸出に於いて大口主義をとつたこと、單位合作社の設立區域が縣族又は市といふ大區域主義であつたため、勢ひその事業は農民の上層部門に片寄せざるを得なかつたからである。然しそのみではない。一方ではさしも狂暴を極めた農業恐慌も大體康德三年頃から漸く後退し、他方ではその翌年から全國民的規模に於ける農業開發五ヶ年計畫が實施された。この雄大なる國家の事業がよくその目的に到達せんには、斷るまでもなく農業の流通部門のみならず、またその生産部門も國家の計畫に従つて組織化されねばならぬ。然るに金融合作社の使命は社員の社會的利益の擁護乃至増進にあつて國家の全體目的の實現にない上に、その事業の中心は飽くまでも信用の授受にしてその機能も狹隘であるから、この合作社のみを以つてしては到底右の如き新なる國家の要請に應じ得なかつたのである。換言すれば今や金融合作社とは全く別系統の合作社が創立されねばならなかつた。農事合作社はかくの如くにして康德四年に生誕したのであり、又これ

が生誕に對して與つて力のあつたものは、同年春新京で開催された滿洲國農政審議委員會であつた。

農事合作社の系統は、各省の聯合會、縣・旗・市を單位として設立されたる農事合作社並に各部落を中心とする實行合作社の三階段から成る。農事合作社はかくて先づ、中央に全國的統一機關を持たざる點と各部落毎に實行合作社を設けて之を單位合作社の社員たらしむる點に於いて、先の金融合作社から區別せらるゝが、然し兩者の差異は單にかゝる外形上の組織にのみあるのではない。農事合作社の營む事業は信用、購販賣、利用、農事の改良及び指導、福利施設等であつて、恰も日本の農會と産業組合の兩機能を兼ね合せてゐる。然し農事合作社がかゝる廣汎なる諸事業を兼營する所以のものは、社員の私經營上の利益を増進するが爲ではない。社員たる農民が相互扶助の關係に於いて私的利益を擁護又は増進せんとするは、合作社にとりて尠くとも第二義的なことに過ぎず、それが最高任務は國家の指導と計畫に従ひ國民經濟上の一定の目的を實現せんとするに在る。國民經濟の共同目的は社會に於ける各組經濟の個別目的を集計せるものに非ず、また前者の共同利害は時には後者の個別利害と一致し、時には一致しない。金融合作社の設立目的がこれが構成員たる農民の私經濟擁護に在つたのは、建國當時恐慌と天災に打ちのめされた農民經濟を救済することが滿洲國民經濟全體の建設上急務であつたからであるが、康德四年に開始された産業開發計畫の實施は、個々の農民にこの國家の大事業完遂に共同參加すべきを要求したのであり、この要求を充すものとして農事合作社が設立されたのである。

右に簡単に説明せる農事合作社の設立目的は、その組織と運営に特殊な様相を呈せしめたのは素より當然であつた。このものゝ設立は省長の認可によりて始めて有効となるが、然しその解散は全く豫定されず、社員の加入

並に脱退は社員の自由意志によるとはいへ、然し社員たるには只彼が合作社の区域内にあつて獨立の生活を営むといふことのみにて足り、出資は原則としてその必要條件ではない。従つて合作社の所要資金の主要部分は國家より交附さるゝ助成金又は補助金より成り、この外に若干の積立金・借入金・貯金等が加はるにすぎぬ。然しそれよりも更に注目すべきは、かくの如き社員出資制の否定は同時に農事合作社に於ける社員總會制度の否定を結果したことである。社員總會制の存在せざることは、農事合作社をして獨り金融合作社ならず、諸外國の協同組合乃至産業組合から區別せしむる重要な特徴であるが、ともあれ農事合作社の意志決定機關にして且つその執行機關たり又代表機關たるものは董事である。そして董事長には縣長が、副董事長には副縣長が、參與董事には縣技士が夫々省長から任命されるのであり、しかもそれは國家の官吏なるが故に合作社の役員たる地位に就くのである。合作社の財産並に業務の執行狀況及び收支豫決算の關係を監査する監事も亦、省又は縣の財政係官を以つて之に充つる。かくの如く農事合作社に於いては役員の官選制度を先の金融合作社に於けるよりも遙かに徹底せしめたのであるが、これらの機關の外になほ事業輔導委員會なるものがある。これは農事合作社の補助機關であり、合作社の役員の諮問に當るを以つてその任務とし、協和會・鐵道運輸當局・商工團體・教育者・警察官吏・金融機關等の關係各機關の代表者を以つて構成する。⁵⁾

以上簡述せる農事合作社の特色は、爾後に於ける滿洲農村の合作社の型を打ち出したものであり、後で詳しく關説するであらう如く、興農合作社は大體この農事合作社の精神と制度を踏襲しつゝ更に一段と發展せしめたものである。康德四年以後の滿洲農村には、かくして多分に組合民主主義的色彩の濃厚なる金融合作社とこれ

4) 橋本九集氏、農事合作制度一奉天省に於ける一、康德6年2月、29—30頁。
5) 橋本九集氏、前掲書、32頁。

を徹底的に拂拭せる農事合作社とが並存した。かく相異なる性格の合作社が同一國內に並立することは、國家にとりても農民にとりても極めて紛はしきことたるは言ふまでもあるまい。然しそのみではない。金融合作社の主要業務は信用の授受であり、農事合作社は信用をも含めた所謂四種兼營を建前とするから、形式的には兩者は夫々独自の活動分野を有するものゝ如くであるが、實際は必ずしもさうは行かない。金融合作社の定款には明記なしとするも、このものが有効に信用業務を遂行せんには勢ひ販購買事業にも手を伸さざるを得ないし、事實また多かれ少かれそれを實施したのである。農事合作社に於いては始めから信用・販購買・利用・福利の諸事業を綜合的に經營することになつてをり、信用事業を伴はざる販購買或は利用事業の遂行は事實不可能に近い。かくして兩合作社は具體的な事業の經營に當つても殆んど悉く重複し摩擦を生じた。しかもこの重複と摩擦は、兩者が自己の使命に忠實ならんとすればするほど、愈々熾烈を加はへねばおかぬ性質のものであつた。茲に於いて滿洲國政府は遂に意を決して兩者の統合をはかり、康德七年四月金融・農事兩合作社を合して新たに興農合作社を設立するに至つた。興農合作社の創立は滿洲國農村合作社運動の新なる階段への發展を畫したのである。

二

扱て興農合作社を貫徹する指導精神を具體的に確立せるものは、康德六年の暮に決定をみたる興農合作社設立要綱であるが、その「第一、方針」はこのものゝ設立意義を明示して、「農家の福利を増進し農事の改良發達を圖ると共に農本國策の合理的遂行に資するため、農民の協同精神を基調として興農合作社を創設す」と聲明してゐる。またこのものゝ法的根據たる興農合作社法の第一條はその設立目的を規定して、「本法は農家の協同精神

を基調とする社團を設立し、農事の改良發達を圖り、農家の福利を増進し、以つて國家經濟の發展に資せしむるを目的とす」と言つてゐる。

即ちこれを以つてみれば、先づ興農合作社の構成要素は農民であり、農村に傳統的なる隣保扶助の協同精神をその結合の精神的紐帶として成立せる協同團體である。如何なる國に於いてもそれが協同組合又は産業組合と稱せらるゝものである以上、それが結合の第一要素は相互扶助の協同精神であるから、この限りに於いて興農合作社も亦協同組合一般の範疇に屬するのである。然るにかゝる協同組合も、その設立目的從つてまたそれを貫く指導精神の差異によつて種々の型に分れるのであるが、滿洲國に於いて興農合作社を創設せる第一の目的は、これを以つて「國家經濟の發展に資せしむる」に在り、「農本國策の合理的遂行」の機關たらしめんとするに在る。

こゝにいふ「國家經濟」とは、斷るまでもなく滿洲國民が一體として營める國民經濟のことであり、「國策」といふは、滿洲國國家がかゝる國民經濟を統一的に運営するための指令に外ならぬ。右に援用せる合作社設立要綱も合作社法も共に、合作社設立の目的として個々の農家經濟の福利増進と國民經濟の發達とを並立せしめてゐる。然し先に觸れた通り、兩者は常に必ず一致するとは保證し難いのであるが、康德四年以降に於ける滿洲國民經濟の趨勢は、社會に於ける各個經濟の利害が國民團體の共同目的の遂行に従たるべきを明瞭に教へてゐる。それ故に、設立要綱及び合作社法にいふ農民の福利増進は合作社の終局目的に非ず、その終局目的は飽くまでも國民經濟の共同目的實現に在ると解すべきである。¹⁾興農合作社定款の第一條に「本興農合作社は社員の協同に依り農事の改良發達を圖り其の福利を増進するを以つて目的とす」とある規定も亦、これと同様の意味をもつので

1) 康德7年第一回合作社聯合會に於ける興農部大臣の訓辭をみれば一應明かである。

あつて、それは合作社が國家目的を實現する上に必要なる一つの手段を明示せるものと見るべきである。²⁾ 凡そ國家の生活は、これをその形相から見れば、統治と經營との二つに分つことをえ、このうち何れを欠くも國家生活は完きものとなり得ない。そして後者即ち經營とは國家が國民經濟を運營することに外ならぬが、そのことが營に可能なるのみならず、必定であり且つ實現たるは、國民經濟が國民團體の上に成立せる總體性の經濟であり、しかもこの總體性は國民經濟に對する國家の規制によりて保證せらるゝからである。それ故に、興農合作社の最高目的が國民經濟の發展に資するに在り、それが國策の合理的遂行の機關であるといふは、合作社が滿洲國國家の國民經濟に對する經營作用を委任代行する機關であるといふ意味である。興農合作社は人民が之を任意設立するを許されず、凡て政府が設立委員會を設けて之をして設立せしむるのであり、又それが任意の解散は全く認められてゐないが、この點をみても以上の主張は無條件に正しいであらう。この點で吾人は先づ興農合作社がロツチデール主義若くはシュルツエ主義の流を汲む協同組合に非ざることを嚴密に認定しておかねばならぬ。

以上は興農合作社の基礎的性格に關する一般的説明である。ところが、合作社は系統的には三段の組織より成り、中央にこれが統制機關たる中央會があり、各省に一つ宛の聯合會を設け、縣・旗・特別市に單位合作社たる興農合作社が設けられてゐる。そして縣・旗・市の合作社はその業務遂行を圓滑ならしむる爲に部落又は屯の社員をして興農會を組織せしむるのであり、興農會は日本の實行組合の如き申合組合ではなく、合作社の組織上不可欠な要素であるが、然し興農合作社の系統組織の單位たり従つてまたその活動の單位たるものは、縣・旗・市を一單位として作られたる合作社である。そこで以下主として單位合作社たる縣・旗・市合作社を中心に説明を

2) 五十子卷三氏編、農政篇(滿洲帝國經濟全集第11輯) 康德7年1月、87—107頁以下、並に向井瑞造氏、興農合作社の任務に就て(興農第1卷第1號) 76頁以下等參照。
3) 興農合作社法、第2條、30—32條、興農合作設立要綱、第2要綱、第3.8.9.11條。

加へ、興農會その他に就いては附説するにとどめたい。

擬て縣・旗・市に設立せられたる單位合作社は、先に述べたる自己の目的を達成するために具體的には次の如き事業を行ふものとされてゐる。即ち(1)農事の共勵に關する業務、(2)農事及び生活に必要な資金の貸付及貯金の受入に關する業務、(3)生産物の販賣に關する業務、(4)農事及び生活に必要な物品の共同購買に關する業務、(5)農事及び生活に必要な施設の共同利用に關する業務、(6)前各號の外主務大臣の認可を受けたる事業がこれであつて、その範圍並に種類は日本に於ける農會と産業組合との事業を兼ね合せた廣汎なるものである。そしてこれらの諸事業のうち、第二項以下のものは多かれ少かれ諸外國の協同組合又は産業組合の通常業務となつてをり、第一の農事共勵のみが滿洲國の特殊な存在である。のみならず政府の最も重視せるものは、この特異な農事共勵に關する業務であつて、これは先の農事合作社に於いても部分的乍ら行はれたのを興農合作社に於いて一段と積極化せしものである。ところで興農合作社に於ける農事共勵の内容をなすものは、(1)農地及び水利の改良又は造成、(2)農業技術の改善向上、(3)共同作業及び共同經營、(4)農業生産物の改良増殖、(5)肥料、優良種子、農具の普及獎勵、(6)林産、畜産及び水産に關する指導獎勵、(7)副業の指導獎勵であり、その目的は明白に農業生産力の維持増進に在る。現在の滿洲農業に於ける生産力が極めて低い水準に彷徨しつゝあるを思ふとき、農事共勵のもつ實踐的意義は充分高く評價されねばならぬであらう。然し吾人の更らに注意すべきは、かゝる農業生産力の維持増進を農民の個別的努力に委ねず、専ら合作社といふ協同の組織力に俟つとすれば、農事共勵は窮局に於いて農業生産の協同化を意味するといふことである。かくの如き重大なる意義をもつ農事共勵を興農合作社の事業

4) 興農合作社法、第17條。興農合作社中央會發表、興農合作運營、基本方針。康德7年、第3項。

として一段と積極化する所以のものは、農事の改良と發達を圖るために從來執り來れる行政機關並に農業團體のみによる一方的指導助成の偏向の弊を矯め、とかくこれまで受動的立場に在つた農民の能動的參加並に實踐を合作社の組織的活動を通じて促進せんがためである。⁵⁾

農事共勵以外の販購買事業その他については特に説明を加はふべき特殊な性格はない。ところで右に指摘せる單位合作社の諸事業は、滿洲國の農業政策と切り離して考へることは全く不可能である。嚴密にいへば、合作社がこれらの諸事業を遂行することは、滿洲國の計畫せる農業政策の實施に外ならぬのである。例へば康德四年以降滿洲國は農業開發五ヶ年計畫を實施しつゝあるが、農業資源の大規模な維持開發を目的とせるこの増産政策は、いさ説明せる農事共勵といふ形態に於いて合作社を通して實施に移されてゐる。また大豆・高粱・粟等には國家管理制が施かれ、小麥粉・高粱粉・阿片等には專賣制が實施され、今や滿洲國の主要農産物は凡て國家の管理又は專賣にかゝつてをり、滿洲農産會社がこれら農産物の市場並に價格統制の中心機關たる任務を背負つてゐる。それ故に合作社が政府より農産物交易市場の施設經營の任務を委任され、農民の生産物を共同に出荷することとは、實は農産公社の機能の實現に外ならぬのである。同様のことは農民の購買品に關しても指摘しうるのであつて、農家の必需品は凡て價格も配給も國家の統制下におかれ、滿洲生活必需品配給會社より合作社の手を経て農民に渡るのである。かくの如くにして合作社が行ふ農事共勵、農産物の共同販賣、生活必需品共同購入等の諸事業は、窮局に於いて個々の農民の私經濟の改善に役立つとするも、その直接の目的は何處までも國家の計畫せる統制政策の實施に在る。先に吾人は合作社の使命が國民經濟上の一定の目的を實現するに在ると言つたが、それ

5) 興農部、農事共勵要綱。第1 農事共勵の目的並に本質。
6) 農産物交易場法、第1條。

は合作社が國家の遂行せんとする農業諸政策の實施擔當者であるといふ意味に外ならぬ。

次に興農合作社の組織の特徴について概説を加へねばならぬが、縣・旗・市の單位合作社を組織する基本的要素は、改めて斷るまでもなく原則として縣・旗・市に在住する農業者である。然しこゝに農業者といふは、廣く農業、林業、牧畜業、漁業等に從事する者乃至これに準ずる者を包括してをり、且つ農民の經濟團體としては合作社以外のものは之を認めない建前となつてゐる⁷⁾。かくして合作社は農村に於ける唯一の經濟團體たる點に於いて獨占性を有するが、然しこのことは何ら合作社が閉鎖主義をとることを意味するものではない。合作社の社員たらんとするには、たゞ彼が當該合作社の設立區域に獨立の生活を營む勤勞誠實なる農民であれば足りるのであつて、その外には何らの條件をも必要とせず、又彼が如何なる農民層に屬するかも勿論問ふところではない。金融合合作社の社員資格は、獨立の生活者たること、出資一口以上の所有者たることの二條件であつた。また農事合作社は原則としてこの二條件のうち前者のみを社員資格の必要條件としたのであるが、農事合作社には金融合合作社の如き統一的な準據はなく、その成立は省長の許可によらしめ地方の特殊事情を考慮した結果、例へば濱江省下の農事合作社に於いては一口一圓を限度とする出資制を認め、これを以つて社員加入の條件とした⁸⁾。それ故に興農合作社の社員構成に於ける階段に對する中立主義と普通網羅主義は、先の金融・農事合作社に於けるよりも遙かに徹底したものに見るべきである。

興農合作社に於ける社員構成のかくの如き特質は、既に説明せる合作社の設立目的従つてまたその指導精神に由來するのであり、この理由を徹底せしむるときは、合作社は社員加入の強制原則を確立すべきである。然る

7) 康德7年第1回合作社聯合會に於ける興農部大臣の訓辭、參照。
8) 興農合作社法、第12條。興農合作社設立要綱、第2要綱、3。
9) 濱江省縣(旗・市)農事合作社定款、第12條、第60條。

に現實はその反對であつて、自由加入の原則が行はれてゐるが、然しこの點に關する論議は暫らくおく。ところで農民が彼の自由意志にもとづき合作社に加入せんとする場合、直接合作社に申込むのではなく、必ず興農會を経由すべきものとなつてゐる。興農會は先の農事合作社に於ける實行組合の傳統を繼承せるものであり、滿洲農村に固有の村落共同體的精神を紐帶として結成せられたものであるから、農民がかく興農會なる組織を通して縣・旗・市の合作社を組織することは、やがて合作社に濃厚なる人本主義的要素を帶有せしむることとなる。換言せば合作社に於ける社員相互扶助的な精神的結合は興農會の存在によりて強く保證せらるゝのである。

次に組織に關する第二の問題として合作社の機關の性質を検討したい。この問題に關して何よりも先に指摘すべきは、興農合作社には社員總會が存在しないといふことである。これは、興農合作社が國民經濟に對する國家の經營作用を委任代行する公共的機關にして、社會に於ける各個經濟の私的利益を代表するものではないといふ事の理論的歸結に外ならず、又それは先に説明せる如く興農合作社には社員の出資制が存在しないこと、表裏の關係に在る。金融合作社に在つては總會制度そのものゝ存在は認められてゐたとはいへ、豫算の審議決定の如き重要な機能は殆ど失はれてをり、農事合作社ではこの制度は全く存在しなかつた。従つて社員總會制度の輕視又は無視は、滿洲國に於ける合作社の傳統的な一特色であると見て差支へない。ところが從來しばしば論議の對象とされた協同組合の自主性の問題は、實は社員總會制度から切り離しては考へられない問題であるから、若し自主性を以つて協同組合存立の不可欠の要素とするならば、¹⁰⁾ 滿洲國の興農合作社は協同組合に非ざることとなる。まことに興農合作社はこの點に於いても明かにロツチデール主義若くはシュルツェ主義の協同組合ではない

10) 例へば E. Strosz, Das österreichische Genossenschaft. S. 5ff.

のである。

興農合作社にはかくの如く社員總會制度は欠如してをり、又この限りに於いてそれはロツチデル主義乃至シユルツエ主義者の考ふる如き組合の自主性は否定せられてゐるが、然しこのことは、合作社内部に於いて社員の創意と自發性が窺せしめられてゐることを荷にも物語るものではない。合作社には社員總會制の存在しない代りに協議會制度が存在してゐる。協議會は社員代表を以つて構成せられ、社員代表は社員の意志を代表するに適當する者の中より社長が之を委囑するのであるが、それは少くとも毎年一回開催され、社長が付議する定款の變更、業務實施計畫に關する事項、興農會の設置計畫、社員の除名等のことを協議する機關である。また興農合作社の組織細胞たる興農會は、既に指摘せる如く現存せる村落共同體をあるがまゝの形に於いて組織化せるものであるが、それには合作社社長の委囑にかゝる會長と委員があり、更にまた會員の總意を反映せしめその自發的活動に資するがために協議會を設けてゐる。¹¹⁾

協議會制度は社員の創意を自發的ならしむることを本來の任務とする合作社の機關であり、組織の一部分ではあるが、然し合作社の意志決定機關でもなければ、況んやまた執行機關でもない。それは單に合作社の意志決定に當つての諮問機關に過ぎず、この意味に於いて合作社組織の第二次的要素に外ならぬ。このものゝ意志を決定しこの決定にもとづき行動をとる所の第一次的機關は、社長、理事、監事、參與等の所謂役員である。

社長は合作社を代表しその業務を統督するところの機關である。こゝに業務を統督するといふは、社長が法令及び定款の定むるところに依り、合作社の業務の方針並に計畫、經費豫算、財産目錄、その他重要事項に關して

11) 興農合作社定款、第30—32條。前掲興農會組織及運營要綱、第6 興農會の組織構成。

その大綱を總括的に統轄決定するの謂である。理事には言ふまでもなく理事長と理事の區別があるが、そのうち理事長の第一の任務は合作社の常務を代表することである。常務といふは、合作社の對外關係に於いて日常反覆的に營む一般業務のことであつて、社長の決定したる事業計畫或は經費豫算等の範圍内の渉外關係に關して、理事長が合作社を代表するのである。然し日常反覆せざる非繼續的な合作社の對外行爲は、理事長これを代表するを得ず、専ら社長がこれに當る。この外になほ理事長は、社長の統督下に合作社内部の業務を掌理執行するのである。要するに社長は合作社の最高意志機關たると共に常務以外に就いての代表機關であり、他方理事長は社長の統督下に於ける業務執行機關であり、かねてまた常務に關する限りの代表機關である。かくの如く興農合作社の組織上不可欠の機關は社長並に理事長であるが、理事長を輔佐して定款の定むるところに依り合作社の業務を分掌するものが理事である。また參與は社長の附議する定款の変更、事業計畫、經費豫算、興農會の設置、その他の重要事項につき審議をなして社長を輔佐すると共に、地方行政機關及び協和會との連絡を圖つて業務の圓滑化をはかり、以つて理事長の機能を援助するのである。以上のほかに尙ほ合作社の監督機關として監事があり、その主要任務は合作社の執務内容或は財産狀況等を監査するに在る。¹²⁾

かくの如くにして社長、理事、監事、參與が合作社の意志を決定しその行動を可能ならしむる最重要機關であり、これが集つて合作社の組織を構成してゐるのであるが、かくの如き組織上の諸機關に關して特に注目すべきは官選主義の徹底である。即ち合作社の最高首脳部たる社長には地方行政の最高責任者たる縣長・旗長・市長が官吏たる資格に於いて任命されるのであり、理事長及び理事も亦主務大臣の任命にかゝる。また監事には縣

12) 興農會合作法、第33. 35. 36. 41條等。

長・旗長・市長並に協和會縣旗市各本部長の推薦したる者のうちより省長が之を任命し、參與には副縣長・副旗長・副市長並に協和會縣旗市本部署務長が任命さるゝほか、省長の委嘱にかゝる地方の德望家を以つて之に充つるのである。かくの如く徹底せる役員の官選主義は、合作社に於いて國家の統治作用と經營作用とが結合してゐることを意味する。勿論興農合作社は決して國家機關そのものではない。然し合作社の組織上に於ける重大なる特色の一つが徹底せる官選主義であり、しかもこれが國家の統治作用と經營作用との結合を結果するものであるとすれば、興農合作社の意志は國家意志の完全なる姿に於ける代理であり、その行動は國家の行動の代行であると見なければならぬ。

以上は縣・旗・市合作社の特徴を主としてその組織を中心に検討したものであるが、この外になほ中央會及び省聯合會の問題が残つてゐる。然し縣・旗・市合作社は興農合作社の單位をなすのであり、しかもこれに就いてはやゝ立入つて説明を加はへたのであるから、中央會並に省聯合會の問題については略述するにとどめたい。

扱て先づ中央會であるが、これは縣・旗・市の合作社及び省聯合會の普及發達を圖り、會員相互間の連絡を緊密にしつゝその業務の遂行を圓滑適正ならしむることを以つて目的としてをり、この目的達成のために會員の指導及び便宜の供與、會員に對する資金の貸付及び預金の受入等の諸事業を行ふのである。換言すれば、中央會は興農合作社の中樞指導機關であり、最高の統制機關であるが、既に明にせる如く興農合作社は國民經濟の共同目的の實現を以つてその本務とするのであるから、中央會のかくの如き指導並に統制の作用は、國家の指導並に統制の委任代行に外ならぬ。従つて縣・旗・市合作社と同様に、中央會には社員總會をおかず、社員代表を以つて

構成する協議會を設くるに過ぎない。同様の理由によつて中央會の組織機關たる理事長、副理事長、理事、監事の任命に付いては國務大臣がこれを行ひ、參與には政府各部署の高等官、協和會の職員、學識經驗あるもの、中より政府が任命又は委嘱するのである。然し縣・旗・市の單位合作社とは異なる組織上の一特色は、監事の外に更らに中央會に政府が監理官をおいてゐることである。中央會監理官は、主管部大臣の命令にもとづき現職の官吏が現職の官吏のまゝで中央會の機關を構成するのであつて、その任務は中央會の業務を監理するに在る。監理官は何時にても中央會の金庫や帳簿その他文書物件を検査し、事業上の計算及び概況を報告せしめらるゝのみならず、諸種の會議に出席して意見を陳述しうるのである。監理官がかくの如き性質と權能をもち、且つ監事以外にかゝる特別の制度を設けるといふことは、監理官が合作社機關の行爲の外形につき違法不適法を事前又は事後に監査する機關に止まらず、その行爲の具體的内容にふれ、これをして國策遂行に遺憾なからしむる國家の經營指令權の行使であることを意味する¹³⁾。換言すれば監理官制度は、滿洲國國家の經濟經營機能の明白なる實施に外ならず、興農合作社の公共團體たるの性格がこゝでも亦闡明に表はれてゐるのである。

聯合會は各省毎に一つ宛設立し、その區域内の合作社を會員として構成された組織である。その目的は縣・旗・市合作社の普及と發達を圖り、合作社相互並びに合作社と中央會との連絡を緊密ならしむる點に在る。従つて、その職分は合作社運動の現業部門と企畫部門との中間に立ちて兩者を調節することであつて、かつての農事合作社に於ける省聯合會とは些か趣を異にする。そしてその機關たる會長、理事長、理事、監事、參與の構成は、先に説明せる中央會又は合作社と同様であつて、特に注目すべきものはない。

13) 興農合作社法、第18條。村井藤十郎教授、公社法論、建國大學研究院、康德7年8月、146頁參照。

以上私は興農合作社の設立目的従つてまたその指導精神を明白ならしめ、この視角よりこのものゝ組織の特徴について問題を進めたのであるが、興農合作社が社會に於ける各個經濟の私的利益を代表するものに非ず、國家の經濟經營作用を委任代行し、以つて國民經濟上に國民團體の共同目的を實現するを本來の目的としてゐることゝ、興農合作社が社員總會を否定し機關の嚴密なる官選主義をとるといふ特異な組織をもつてゐることゝは、實は相表裏する關係に立つてゐるのである。

三

一般に協同組合又は産業組合に共通なる本質的要素は何であるかの問題は、可成り古くから學界で論争の對象となつたところである。所謂歴史派と稱せらるゝ人々、例へばリーフマン或はマリオ・マリアニの如きは、それが協同組合と言はれるには、そのものが何らかの經濟目的を實現する經濟團體であれば足り、この團體結合の要素が人であるか物であるかは本質的なことではないとしてゐる¹⁾。ところがこれと正反對の立場に立つ人々は、たとへ協同組合が何らかの經濟行爲を營むとするも、それは組合存立のための一手段にすぎず、協同組合がかかるものとして成立するには、それは人と人とが精神的に結合せるものでなければならぬ、換言せば協同組合は人間の精神的結合を不可欠の要素として成立する共同社會であると主張してゐる。例へばベツヒが、最廣義に於ける協同組合とは何らかの共同目的を達成するために作られた人と人との結合であると言つてゐる如き、その代表的見解である。けれども以上の兩説とも當つてゐない。八木教授の既に正しく指摘せられたる通り、²⁾協同組合は人的要素と共に物的要素を兼備するに非ざれば、到底理論的にも事實上も成立しないのである。即ち、協同組合は二

1) Liefmann, Zur Theorie und systematik der Genossenschaften (Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, 51. Jahrgang Heft 1 1927). S. 110.
V. Totomianz, Grundlagen des Genossenschaftswesens. 1929. S. 58.

個以上の各個經濟が相集りて何らか一定の經濟目的を達成するための團體であるが、かかる團體の成立を可能ならしむる紐帶は飽くまでも隣保相助の精神力であり、しかもこの精神力は組合の地域性によりて保證せらるゝのである。

ところが滿洲國の興農合作社も、こゝに指摘せると同一の諸要素を持つてゐる。滿洲農村には今日なほ原生的な共同體の精神が強く生き残つてゐるが、この傳統的な農民の相互扶助の協同精神は、興農會の組織に於いて最もよく具體化されてゐる。しかもこの協同精神の發動によつて、合作社は自己の目的を實現しつゝあるのである。かくして興農合作社は他の如何なる協同組合とも區別せらるべき存在ではない。それは農村協同組合としての一般的性質を持つてゐるのである。

然しながら、協同組合が共存共榮の協同意識を紐帶として成立せる經濟目的團體であるといふことゝ、かゝる一般的規定の下に律せらるゝ協同組合には現實に諸種の類型が存在するといふことは全く別個のことである。これは改めて説明をまつまでもあるまい。そしてこの諸類型を分つ標準には種々のものがあるであらうが、最も重要なるは、私見に従へば、組合の設立目的如何といふことである。この標準よりして私は組合を二つの型に大別するのであつて、一は組合の構成員たる各個經濟の私的利益を擁護せんことを目的とするものであり、二は國民經濟上の共同利益を追及せんことを目的とするものである。ロツチデル主義若くはシュルツェ主義の組合は前者に屬し、ロシヤ、ドイツ、イタリーの組合は後者に屬する。リーフマンが研究の對象とせる組合は、ロツチデル主義組合であるが、彼がこのものゝ目的を以つて個人利益の實現に在つてそれ以上に出づるものではないと

- 2) Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Artikel Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften. Pösch, Die wirtschaftliche Bedeutung des Kleingewerbliche Genossenschaftswesens. S. 57.
- 3) 八木芳之助博士, 農村問題研究, 昭和9年4月, 85頁以下。同, 農村産業組

せるは確かに誤つてゐる。ロツチデール主義組合といへども、それが苟くも一つの社會的存在である限り、それ自體として一つの社會的機能を發揮しうるからである。けれどもロツチデール主義組合のかゝる社會的機能は、飽くまでも組合が各個經濟の私的利害の擁護者であることの結果であり、社會の私的利益擁護といふことがその出發點である。社會に於ける各個經濟の利害を集計せるものが國民經濟の利害ではない。前者と後者は別個のものである。滿洲國の興農合作社は、前節の説明から明瞭なる通り、かゝるロツチデール主義乃至シユルツエ主義の組合の型に屬するものではない。それは明かにロシヤ、ドイツ、イタリアの組合型に屬するのである。

かくの如くロシヤ、ドイツ、イタリアの組合並に滿洲國の興農合作社は、國民經濟の共同目的の達成といふ點に於いてロツチデール主義乃至シユルツエ主義組合から俊別せらるべきであるが、然しそのことは、これらの同一類型に屬するロシヤ、ドイツ、イタリア、滿洲國の諸組合には何らの性格的差異もないといふ意味ではない。事實は正に反對である。そしてこれらをして差異あらしめてゐる所のものは、夫々の國家の性格である。ロシヤの協同組合の性格は、ロシヤの階級國家の所産である。ドイツ並にイタリアの協同組合は、階級利害の調和をはからんとする點に於いて、階級闘争の手段たるロシヤの組合と鋭い性格的對立をなしてゐる。そしてこの型はドイツ及びイタリアの全體主義國家の性格から打ち出されたものであるが、これら二つの全體主義國家は職團國家であり、組合國家であり、職團又は組合が國家の全組織を支へてゐる。前者の存在を豫定せずして後者は存立し能はぬのである。従つて二つの全體主義國家の意志は、職團又は組合の意志に對して從屬的關係におかれてゐるか、尠くとも平等の關係に立つてゐる。國家の全體性があれば強く主張されてゐるドイツとイタリアに在つて、そ

の協同組合が組合内部に於ける民主主義を尙ほ尊重する基因はこゝに在る。ところが滿洲國の國家は決して興農合作社の從屬物ではない。滿洲國に於ける國家と合作社との關係は、ドイツ及びイタリーに於けるとは全く反對となつてゐるが、合作社が滿洲國國家の作用意志の一つの具現であるのは、滿洲國の本義が惟神の道に基いて定まつてゐるからに外ならぬ。國民經濟は國家の統制下に立つ總體經濟である限り、國民の經濟生活は國家と無關係に存在し得ないのみならず、經濟生活の性格を決定するものは凡て國家の性格でなければならぬといふことは、理論的に許さるべきことである。この立場から私は更らに以上展開せる興農合作社の組織について理論的反省を試み、その運營の問題に入るべきであるが、然しそれは次回に譲りたい。(昭和十七年四月十四日)